令和８年度第６回筑西市農業委員会総会議事録

１　開催日時　令和８年９月３日（木）午後１時 33 分 から 午後２時 59 分

２　開催場所　筑西市役所　４階　全員協議会室

３　出席委員（２３人）

会　　長	２２番	水柿　重壽
委　　員	１番	関口　　均
	２番	髙島　敏男
	３番	永井　尚子
	４番	岩渕　　進
	５番	坂入　　進
	６番	齊藤　秀樹
	７番	赤城　美子
	８番	齊藤　一弥
	９番	中澤　　保
	１０番	栗島　菊雄
	１１番	須藤　栄一
	１２番	竹内　紀男
	１３番	國府田　喜久男
	１４番	髙橋　　修
	１６番	稲見　くに子
	１７番	寺内　美雄
	１８番	秋山　員宏
	１９番	宮山　繁治
	２０番	大林　富子
	２１番	瀬端　　洋
	２３番	蓮沼　俊男
	２４番	新井　英雄

4　議事日程

（1）　開会

（2）　議事録署名委員の指名

（3）　議案

議案第	36 号	農地法第３条の規定による許可について
議案第	37 号	農地法第４条の規定による許可について
議案第	38 号	農地法第５条の規定による許可について
議案第	39 号	現況確認証明（非農地証明）について
議案第	40 号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）
議案第	41 号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）
議案第	42 号	筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について
議案第	43 号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見の聴取について

（4）　報告

報告第	23 号	農地法第３条第１項第１３号の規定による届出について
報告第	24 号	農地法第５条第１項第６号の規定による届出について
報告第	25 号	農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について

（5）　閉会

5　農業委員会事務局職員

事務局長兼農地調整課長	澤部　明典
農地調整課庶務調整係 課長補佐	谷島　しづ江
農地調整課庶務調整係 係長	板橋　淳也
農地調整課庶務調整係 主任	大塚　早也佳
農地調整課庶務調整係 主事	山本　裕泰

6　説明員

産業経済部農政課産地振興係　主任	広瀬　周也
産業経済部農政課産地振興係　主事	渡辺　彩水

7、会議の概要

議　　長	只今より、令和８年度第６回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。 只今の出席委員 23 名、全員であります。これは、委員の過半数に達しておりますので、筑西市農業委員会会議規則 第６条の規定により、会議は成立いたします。 会議書記に、農業委員会事務局の澤部局長、谷島補佐、板橋係長、大塚主任、山本主事の諸君を指名いたします。 本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。 なお、会期は、本日一日といたします。ご了承願います。 次に、日程第２ 議事録署名委員の指名を行います。 筑西市農業委員会会議規則第 12 条第２項の規定により、23 番・蓮沼俊男委員と 24 番・新井英雄委員、以上２名を本会議の議事録署名委員に、指名いたします。 次に、日程第３ 議案第 36 号「農地法第３条の規定による許可について」を上程いたします。 それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	山本主事より説明させます。
山本主事	議案第 36 号、農地法第３条の規定による許可について、令和８年９月３日提出、筑西市農業委員会会長　水柿重壽。次のページをお願いします。 番号１番から４番は保留となります。 番号：５番、権利：所有権移転有償、所在：蓬田字天作、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：4,685 ㎡、譲渡人又は貸主：筑西市下高田、譲受人又は借主：栃木県塩谷郡塩谷町大字泉、経営面積、渡人：13,446 ㎡、受人：173,004.08 ㎡、受人の労力総数及び稼働数：1、1。 ６番、所有権移転有償、舟生字下木有戸、畑、畑、6,154 ㎡、外１筆、合計２筆、合計面積 8,231 ㎡、筑西市舟生、栃木県塩谷郡塩谷町大字泉、13,588 ㎡、173,004.08 ㎡、1、1。 番号７番、８番は保留となります。 ９番、所有権移転有償、桑山字拾弐番耕地、田、田、965 ㎡、外２筆、合計３筆、合計面積 2,905 ㎡、筑西市桑山、筑西市蓮沼、8,916 ㎡、281,629 ㎡、3、3。 10 番、所有権移転有償、岡芹字下田、田、田、495 ㎡、筑西市岡芹、筑西市みどり町一丁目、1,518 ㎡、0 ㎡、1、1。 11 番、所有権移転有償、伊讃美字中原、田、田、991 ㎡、外１筆、合計２筆、合計面積 1,982 ㎡、横浜市港南区上大岡西、筑西市飯島、2,473 ㎡、99,191 ㎡、

2、2。

12番、所有権移転有償、玉戸字西原、畑、畑、1,910㎡、筑西市神分、筑西市玉戸、3,182㎡、11,580㎡、1、1。

13番、所有権移転有償、門井字笄崎、畑、畑、951㎡、筑西市門井、筑西市久地楽、1,167㎡、364,743㎡、1、1。

14番、所有権移転有償、向上野字白畑、畑、畑、914㎡、つくば市上菅間、つくば市洞下、2,055㎡、17,194㎡、3、2。

15番、所有権移転有償、一本松字北浦、畑、畑、243㎡、筑西市一本松、筑西市一本松、483㎡、6,897㎡、1、1。

16番、所有権移転有償、一本松字北浦、畑、畑、243㎡、筑西市一本松、筑西市一本松、6,897㎡、483㎡、1、1。

17番、所有権移転有償、赤浜字遊内、畑、畑、34㎡、外2筆、合計3筆、合計面積 1,823㎡、筑西市赤浜、筑西市赤浜、2,375㎡、56,994㎡、4、4。

18番、所有権移転有償、清水字香取後、畑、畑、990㎡、外3筆、合計4筆、合計面積 3,889㎡、筑西市知行、筑西市知行、17,008㎡、22,786㎡、2、2。

19番、所有権移転有償、知行字大宮、畑、畑、660㎡、外1筆、合計2筆、合計面積 1,961㎡、筑西市知行、筑西市知行、22,786㎡、17,008㎡、1、1。

20番、所有権移転有償、鍋山字西明、畑、畑、491㎡、外1筆、合計2筆、合計面積 1,229㎡、水戸市上国井町、筑西市鍋山、49,367㎡、54,426㎡、2、1。

21番、所有権移転有償、小栗字次郎丸、畑、畑、763㎡、外2筆、合計3筆、合計面積 2,700㎡、下妻市大園木、筑西市小栗、2,700㎡、2,414㎡、1、1。

22番、所有権移転有償、海老ヶ島字久保山、畑、畑、3,817㎡、筑西市倉持、筑西市海老ヶ島、18,108㎡、0㎡、1、1。

23番、所有権移転無償、宮後字田向、田、田、682㎡、外2筆、合計3筆、合計面積 1,398㎡、埼玉県熊谷市美土里町、桜川市真壁町源法寺、1,398㎡、1,321㎡、1、1。

なお、番号23番は取下願いが提出されております。

24番、所有権移転有償、蓮沼字堂山、畑、畑、733㎡、筑西市蓮沼、筑西市蓮沼、733㎡、21,243㎡、1、1。

25番、所有権移転有償、中根字十三塚、畑、畑、976㎡、外3筆、合計4筆、合計面積 3,820㎡、桜川市真壁町酒寄、桜川市真壁町酒寄、3,820㎡、17,846㎡、3、1。

以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　　只今、事務局より説明がありました。

受付番号５番から、調査委員の報告をお願いいたします。

秋山員宏
委　　員

18番、秋山が、５番と21番について報告をいたします。

先月の 28 日に書類審査をいたしまして、後日、５番の方、渡人に電話をしたんですが、電話が、ずっと留守電になってしまったので、代理人の方に電話をして確認をとりました。

この案件ですが、先月までは保留となっていた案件で、遊休農地だったために、遊休農地を解消してから売買っていうことで、今回、遊休農地の方が解消されていまして、改めて申請となったそうです。

書類に不備もなく、許可相当かと思われます。

続きまして、21番ですが、受人に電話で確認をいたしました。

渡人は相続の清算人の方なんですが、亡くなった方っていうのが、昔からの、親戚付き合いをしていた方で、その関係で清算人の方から、農地を買ってくれないか、というお話があったそうで、快く引き受けたそうです。

両案件とも書類に不備もなく、許可相当かと思われますが、皆様方のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議　　長

６番をお願いします。

竹内紀男
委　　員

12番、竹内です。

６番を報告いたします。

８月の 27 日に関城支所において、書類審査と現地を確認いたしました。後日、渡人に電話で確認したところ、間違いないということでした。

書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、さらなる皆様のご審議をお願いいたします。

以上です。

議　　長

９番をお願いします。

蓮沼俊男
委　　員

23番、蓮沼が報告いたします。

９番と18、19と３件を報告いたします。

まず９番ですけど、９番は、８月 28 日に書類審査をいたしまして、渡人の方に電話をいたしました。今回、申請の土地は、渡人が農業をしていなくて、ある程度高齢ということで、農地の処分を考えていたそうです。

この申請土地は、もともと受人が３年前ほどから、前回、農業委員をやられていた方に勧められて、耕作していたのです。

渡人が、事情を言ったところ、じゃあ、うちで買いますよっていうことで、合意なされたようです。

次にですね、18、19 ですね。

近所ということで、電話じゃなくて直接、お互いに面識ある方で、しょっちゅう会っている方なので、直接聞き取りいたしました。

今回は、18 番の渡人の奥さんが、まだ現役で勤めてはいるそうなんですけど、あと２年後に、スイカが大好きで、スイカをどうしても作りたいということで、今回、18 番の受人のところに、春先あたりからスイカの作り方を習いに、時々行っていたらしくて、今回 18 番の面積と、この 19 番の面積、半分なんですけどね、19 番の面積の方には、いわゆるスイカを作るハウスがありまして、まだまだ使えるハウスなので、ハウスつきでの土地として、交換してもらいということで、18 番の受人に話したところ、体調悪くて、今後、農業はやらないっていうことで、快く分けるっていうか、交換いたしますっていうことで、今回の合意に至ったそうです。

３件とも問題なく許可相当かと思われます。

皆様のさらなる審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

議　　長　　10 番をお願いします。

坂入　進
委　　員　　５番、坂入です。

３条の 10 番と 11 番を報告いたします。

こちら、ともに、先月の 27 日に書類審査を行いまして、不備のないことを確認いたしました。

なお、後日、双方とも電話により、問題ないことを確認いたしました。

11 番に関しましては、渡人が電話にでなかったために、受人に電話したんですが、渡人が隣の土地なんで買ってもらえないかというようなことで、こちら決まったようでございます。

問題ないと思われますが、さらなる皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　12 番をお願いします。

瀬端　洋
委　　員　　21 番、瀬端がご報告申し上げます。

先月のですね、27 日の日に書類審査を行いました。

内容等には不備がありませんでした。

後日ですね、渡人に電話をしまして、確認をいたしました。

渡人の話によりますと、何年かですね、耕作してなくて、このままでは、耕作放棄地、荒れてしまうので、どなたかに譲りたいというような思いでいたら

しいです。それでですね、たまたま隣の受人にですね、お話をしたところを、購入してもいいですよ、ということで、このような形になったということでございました。

書類にも不備もなく、以上のことより、許可相当かと思われますけども、さらなる皆様がたのご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議　　長　　13 番をお願いします。

稲見くに子
委　　員　　16 番、稲見です。

13 番について報告します。

８月 28 日、書類審査を行い、後日、電話確認を行いました。

受人は地域で大規模経営をしている方です。受人は規模拡大、渡人は規模縮小とのことです。書類に不備も見られず、許可相当かと思われますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議　　長　　14 番をお願いします。

寺内美雄
委　　員　　17 番、寺内が報告いたします。

私からは、14 番、それから 17 番、20 番、22 番、25 番の５件について報告をいたします。５件あるんで、２件と３件に分けようかと思ったんですが、間が詰まってきてしまったので、５件、続けて報告をさせていただきます。

先月 8 月の 28 日に、明野支所において申請書類の確認を行いました。

まず最初に、14 番ですが、渡人に電話をいたしました。そこで渡人からの話ですと、もともと父親名義の畑で、受人に貸していたそうなんですけども、ずっと亡くなった父親の名義であったので、相続手続きをしてなくて、今回、相続手続きを終えたので、このタイミングで買ってもらいたいというふうに受人に話したところ、買ってもいいよ、ということで売買ということになったとのことでした。

それから 17 番ですが、渡人に確認をいたしましたところ、もともと受人が耕作をしている畑だそうです。自分でも、この先農業をやらないので、買ってもらえないか、ということで、受人に申し入れたといったところを、買ってもいいよ、ということで売買に至ったとのことでした。

それから、続いて 20 番ですけども、渡人は、茨城県農林振興公社でしたので、受人に電話で確認をいたしました。

もともと振興公社の前の所有者が近所の人で、その方が亡くなったので、そ

の奥さんから、相続手続きを終えて受人に、買ってもらえないか、ということで相談があったとのことでした。

それで、買ってもいいよ、ということで、売買にということになったとのことでした。

それから 22 番です。

22 番は、渡人が 89 歳という高齢のために、電話をしたんですが、その電話が、娘さんのところに転送されまして、娘さんから話を聞きました。この受人は、この当該畑の隣に、特別養護老人ホームなど営む社会福祉法人です。

以前からですね、売って欲しいというふうに、その法人から、申し出があったそうなんですけども、たまたま渡人が、その老人ホームでお世話になることがあって、それを機会に、じゃあ売ろうかということで、家族で決めたとのことでした。

それから、25 番ですけれども、渡人に確認をしました。もともとこの畑は、芝屋さんに貸していたそうなんですけども、芝も安くて、もうそんなに作れないからということで、返されてしまったとのことでした。それで、近くに住む受人に相談したところ、買ってもいいよということで売買ということになったとのことでした。

以上、許可相当かと思われますが、皆さんのさらなるご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議　　長　　15 番をお願いします。

関口　均
委　　員　　１番、関口です。

関連性がありまして、15 番、16 番について発表いたします。

先月 27 日に書類審査をし、その後電話で聞き取り調査をしました。

この 15 番、16 番は、交換分合でありまして、双方に都合よく自分の土地に接して都合よくなりましたということです。

書類に不備もなく、許可相当と思われますが、皆様の更なるご審議をお願いします。

以上です。

議　　長　　24 番をお願いします。

岩渕　進
委　　員　　４番の岩渕です。

第３条の 24 番の案件を報告します。

先月 28 日、書類審査を行いました。後日、渡人、受人ともに直接お会いし

て、申請内容の確認を行いました。
渡人は、高齢で営農を続けるのが難しくなってきたので、受人にお願いしたところ、今回の契約になったそうです。
書類に不備もなく、許可相当とも思われますが、皆様方の更なる審議をお願いします。
以上です。

議　　長　　調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いいたします。

委　　員　　「異議なし」

議　　長　　異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。
議案第36号、受付番号５番及び６番、９番から25番を採決いたします。
議案第36号　受付番号23番を取下げとし、受付番号５番及び６番、９番から22番、24番及び25番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委　　員　　（挙手全員）

議　　長　　挙手全員。議案第36号　受付番号23番を取下げとし、受付番号５番及び６番、９番から22番、24番及び25番を原案どおり許可することに決しました。
次に、議案第37号「農地法第４条の規定による許可について」を上程いたします。
それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長　　板橋係長より説明させます。

板橋係長　　議案第37号、農地法第４条の規定による許可について、令和８年９月３日提出、筑西市農業委員会会長　水柿重壽。
次のページをお願いします。
番号１番、２番は保留となります。
番号３番、所在:木戸字宮本、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：271㎡、申請人:筑西市木戸、転用事由:作業所。
申請地は、関東鉄道常総線黒子駅の南西側約850m、市立関城東小学校の南東側約１㎞に位置する、広がりのある農地の第１種農地です。周囲に６戸連担

が確保できます。
申請者は、申請地に隣接する土地で建設業を営んでおりますが、事業の拡大に伴い、作業所の新設を計画し申請するものです。
４番、横塚字堂東、畑、畑、499 ㎡、筑西市岡芹、自己住宅。
申請地は、国道 50 号線の北側約 50m、道の駅グランテラス筑西の東側約 1.3 ㎞に位置する、広がりのある農地の第１種農地です。周囲に６戸連担が確保できます。
申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから、新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。
以上です。

議　　長　　只今、事務局より説明がありました。
受付番号３番から調査委員の報告をお願いいたします。

齊藤一弥　　８番の齊藤です。
委　　員　　８月 27 日に関城支所におきまして書類審査を行い、その後現地調査を行いました。
偶然、現地調査の時点で、この申請人が現場におりまして、お話を聞きましたところ、事務局ご説明の通り、隣接地で建設業を営んでおり、作業所が必要になり、今回の申請になったそうです。
許可相当と思われますが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長　　４番をお願いします。

岩渕　進　　４番の岩渕です。
委　　員　　第４条の４番の案件を報告します。
先月 28 日、書類審査と現地確認を行いました。
後日、電話で申請人に申請内容の確認を行いました。
書類に不備もなく許可相当と判断いたしますが、皆様方のさらなる審議をお願いします。
以上です。

議　　長　　調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いいたします。

委　　員　　「異議なし」

議　　長　　異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 37 号　受付番号３番及び４番を採決いたします。

議案第 37 号　受付番号３番及び４番は 30ａ以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとすること、及び原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委　　員　　（挙手全員）

議　　長　　挙手全員。議案第 37 号　受付番号３番及び４番は、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 38 号「農地法第５条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長　　板橋係長より説明させます。

板橋係長　　議案第 38 号、農地法第５条の規定による許可について、令和８年９月３日提出、筑西市農業委員会会長　水柿重壽。

次のページをお願いします。

番号１番、権利：所有権移転有償、所在：木戸字磯山、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：137 ㎡、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 3,690 ㎡、譲渡人又は貸主：筑西市梶内、外１名、譲受人又は借主、東京都千代田区丸の内、転用事由:太陽光発電設備。

申請地は、関東鉄道常総線黒子駅の南側約 1.5 ㎞、県道谷和原筑西線の西側約 100ｍに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第２種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

２番、所有権移転無償、宮後字猫内、畑、畑、747 ㎡、つくば市研究学園、筑西市宮後、資材置場。

申請地は、市立長讃小学校跡地の南側約 200ｍ、県道下妻真壁線沿いに位置する、広がりのある農地の第１種農地です。周囲に６戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で農機具販売業を営む法人の役員です。今般、農機具修理等の需要が増加したことに伴い、既存の資材置場では不足したため、新た

に確保すべく申請するものです。

３番、所有権移転有償、下野殿字西原、畑、畑、2,019 ㎡、筑西市下野殿、桜川市中里、車両置場。

申請地は、関東鉄道常総線大田郷駅の北西側約 1.2㎞、県道谷和原筑西線の西側約 350ｍに位置する、広がりのある農地の第１種農地です。周囲に６戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で中古自動車販売業を営む法人の役員です。今般、事業の拡大に伴い、法人で使用する車両置場が不足したため、新たに確保すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

４番、所有権移転有償、上星谷字宮北、畑、畑、1,137 ㎡、筑西市上星谷、香川県高松市林町、太陽光発電設備。

申請地は、JR 水戸線新治駅の南側約 300ｍ、県道つくば真岡線の西側約 400ｍに位置する、300ｍ以内に鉄道の駅のある第３種農地です。

申請者は、市外に本店を置き、太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく、申請地が適地と判断し、申請するものです。

５番、所有権移転有償、伊讃美字下原、田、田、991 ㎡、筑西市神分、香川県高松市林町、太陽光発電設備。

申請地は、JR 水戸線玉戸駅の北側約 250ｍ、市立下館西中学校の南側約 650ｍに位置する、300ｍ以内に鉄道の駅のある第３種農地です。

申請者は、市外に本店を置き、太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく、申請地が適地と判断し、申請するものです。

６番、所有権移転有償、伊讃美字下原、畑、畑、991 ㎡、筑西市神分、香川県高松市林町、太陽光発電設備。

申請地は、JR 水戸線玉戸駅の北側約 200ｍ、市立下館西中学校の南側約 650ｍに位置する、300ｍ以内に鉄道の駅のある第３種農地です。

申請者は、市外に本店を置き、太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく、申請地が適地と判断し、申請するものです。

番号７番と８番は関連のある事業のため、併せてご説明いたします。

７番、所有権移転無償、布川字雁沼、畑、樹園地、1,677 ㎡、筑西市布川、筑西市布川、ドッグラン。

次のページをお願いします。

８番、所有権移転無償、布川字雁沼、畑、樹園地、513 ㎡、筑西市布川、筑西市布川、管理施設。

申請地は、国道 50 号線の南側約 1 ㎞、県立下館工業高校の西側約 2 ㎞に位置する、広がりのある農地の第１種農地です。周囲に６戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近の実家を拠点に、ドッグトレーナーとして活動しております。現在は、実家の庭をトレーニングスペースとしていますが、面積が不十分なことから、新たにドッグランとその管理施設を建築すべく申請するものです。

なお、現場では既に井戸の掘削工事が行われており、そのことについて始末書が添付されております。

９番、所有権移転無償、中根字台、畑、畑、499 ㎡、つくば市上大島、筑西市門井、自己住宅。

申請地は、明野支所の南東側約 2 ㎞、県道筑西つくば線の西側約 200ｍに位置する、広がりのある農地の第１種農地です。周囲に６戸連担が確保できます。

申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い、手狭になったことから、新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

10 番、使用貸借権、赤浜字谷原道、畑、畑、300 ㎡、筑西市赤浜、筑西市赤浜　外１名、自己住宅。

申請地は、県道赤浜上大島線の北側約 80ｍ、県道下妻真壁線の東側約 170ｍに位置する、広がりのある農地の第１種農地です。周囲に６戸連担が確保できます。

申請者は、現在申請地付近の実家にて生活しておりますが、子の成長に伴い、手狭になったことから、新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

11 番、所有権移転有償、藤ケ谷字谷中、田、畑、344 ㎡、神奈川県横浜市泉区弥生台、筑西市犬塚、車両置場。

申請地は、市立関城中学校の北東側約 250ｍ、市立関城東小学校の西側約 1.2 ㎞に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第２種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、申請地付近で自動車販売業を営む法人の役員です。今般、法人で使用する車両置場が手狭になったため、新たに確保すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

12 番、所有権移転有償、玉戸字山ヶ島、田、田、991 ㎡、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,982 ㎡、筑西市玉戸、水戸市千波町、自動車販売所・自動車整備工場。

申請地は、国道 50 号線の南側約 50ｍ、JR 水戸線玉戸駅の南西側約 650ｍに位置する、広がりのある農地の第１種農地です。周囲に６戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で自動車販売業を営む法人です。今般、国道 50 号線

の拡幅により、既存の店舗等の敷地が買収され、事業所を移設することになったため申請するものです。

以上です。

議　　長　　只今、事務局より説明がありました。

受付番号１番から調査委員の報告をお願いいたします。

齊藤一弥委員　　８番の齊藤です。

８月 27 日に関城支所におきまして、書類審査後、現地を確認いたしました。

現地は草が生い茂っており、畑の体は成しておりませんでしたが、第２種の農地ということで、太陽光発電は可能と考えます。

後日、渡人、上段の方には対面で、下段の方には、電話で確認をいたしました。

以前にも、この受人に、この太陽光発電の用地として提供した過去がありまして、また、この受人の方から、この土地を探し出してきて、この土地も太陽光でお願いしたい、というようなお話があって契約になったそうです。

許可相当と思われますが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長　　２番をお願いします。

寺内美雄委員　　17 番、寺内が報告いたします。

８月 28 日、申請書類の確認と、その後、現地の確認を行いました。

私からは、２番と、それから９番と 10 番の３件について報告をいたします。

まず２番ですが、渡人に電話で確認をいたしました。

渡人と受人は、親戚にあたります。以前から、資材置き場として貸していたとのことでして、これについては、既に使用していたということで、始末書が添付されておりました。

その後も、農機具店の役員ということで、農機具の資材置場にしたいということで、申し出があったので、譲ることにしたとのことでした。

それから、９番ですけれども、渡人に電話で確認をいたしました。

ここは親が、買い求めた土地で、ずっと耕作をしていなくて、渡人が草刈りをずっとしていたとのことです。

今回、受人は娘さんの夫にあたるんですが、娘夫婦が家を建てたいということなので、譲ることになったとのことでした。

それから、10 番ですけども、現地の確認をしに行ったときに、渡人がおりまして、面談で話を聞くことができました。

渡人と受人は親子であります。

今回、受人の息子さんの方から、家を建てたいということで、渡人の自宅のすぐ近くの一部を、貸してですね、家を建てるということになったとのことでした。

同行した農業委員それから推進員、それぞれが、全員、許可相当であろうということのことでした。

以上、３件について報告をいたします。

許可相当かと思われますが皆さんのご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議　　長　　３番をお願いします。

関口　均　　１番、関口です。

委　　員　　３番について発表いたします。

先月 27 日に書類審査、現地調査をしました。現地は、10 数件ある住宅地の東側で、この辺りでは低い農地で、湿地でもあります。最近は作物は作らず、草がいつもぼうぼうでした。後日、渡人は同じ部落なもんで、家に行って、本人に確かめました。またこの畑は、実は１、２年前にある人から頼まれて、耕作者である渡人に売買をしたばかりなんです。今回、不動産屋に頼まれて何も作物もできなく、これ幸いに了解をしたということだそうです。

また受人はロシア人で、近くの野殿で中古車販売を始めてもう 20 年前後になるそうです。電話で受人に書類に間違いがないことを確認しました。

よって当案件は、許可相当と思われますが、さらなる皆様のご審議をお願いいたします。

以上です。

議　　長　　４番をお願いします。

蓮沼俊男　　23 番、蓮沼が報告します。

委　　員　　４番ですけども、８月 28 日に書類審査をいたしまして、協和地区の委員と推進員さん全員で、現地を見てきました。

その後、渡人と受人に電話で確認をいたしました。

今回申請の土地は、２方が住宅地に囲まれて、数年前までは耕作されていたのですが、現在は草が生い茂っている状態でありました。受人の方から渡人に、太陽光を設置したいっていうことで、申し入れがあったそうで、借り手がいないので、合意に至ったという状況でありました。

許可相当かと思われますので皆様の、さらなる審議をよろしくお願いいたし

ます。
以上です。

議　　長　　５番をお願いします。

髙島敏男　　２番、髙島です。
委　　員　　ナンバー５番と、ナンバー６番の報告をいたします。
先月、現地確認して参りました。
２枚とも、太陽光発電にするというような予定でありまして、畑も見てきたんですが、もう既に平らになっていて、多少草は生えていますが、綺麗になっていました。電話で確認しても、何ら問題もなく、うまく契約されたと。
それから、書類にしても不備がなく、ナンバー５、ナンバー６は許可相当と思われます。さらなるご審議のほどよろしくお願いいたします。
以上です。

議　　長　　７番をお願いします。

國府田　　13 番、國府田です。
喜久男　　先月の 27 日に、書類審査の後、全員で、確認いたしました。
委　　員　　そのあと、現場確認いたしました。
この７番、８番は親子関係ですので、関連していますので、まとめて報告します。
それで、問題なのは、事務局が言いましたように、もう既に井戸が掘ってあるんですよね。これは、電話いたしましたら、代理人がもう井戸掘って大丈夫だっぺと言われたって言ってましたので、いくら、まぁ許可したいと思ってはいますが、もう最初っからいがっぺってのは、よくねえなと思っています。
しかし、許可相当と思いますので、皆さんのさらなるご審議をお願いいたします。
以上です。

議　　長　　11 番をお願いします。

竹内紀男　　12 番、竹内です。
委　　員　　11 番を報告いたします。
８月の 27 日に関城支所において、書類審査と現地を確認いたしました。
後日ですね、渡人に電話で、確認したところ、間違いないということでした。
書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、さらなる皆様のご審議を

お願いいたします。
以上です。

議　　長　　12番をお願いします。

大林富子委員　　20番、大林です。
12番について報告いたします。
先月21日に書類審査及び現地調査を行いました。現地は、辺りに店舗が立ち並ぶ国道の南側にありました。
後日、渡人、代理人に電話にて内容に間違いないことを確認いたしました。
書類に不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様のさらなるご審議のほどよろしくお願いいたします。
以上です。

議　　長　　調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いいたします。

委　　員　　「異議なし」

議　　長　　異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。
議案第38号　受付番号２番（ちょっと待ってくださいとの声あり）
１番から12番を採決いたします。
議案第38号　受付番号２番から12番は30ａ以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとすること、及び原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委　　員　　（挙手全員）

議　　長　　挙手全員。議案第38号　受付番号１番から12番は県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。
続いて、議案第38号　受付番号１番は30ａ、……
（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）
議　　長　　すいません、今、１番を入れちゃったんですけども、それは30a以上あったんで、審議し直します。
議案第38号　受付番号２番から12番を採決いたします。

議案第 38 号　受付番号２番から 12 番は 30ａ以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとすること、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委　　員　　（挙手全員）

議　　長　　挙手全員。議案第 38 号　受付番号２番から 12 番は県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

続いて、議案第 38 号　受付番号１番は 30a を超える農地転用事案となります。議案第 38 号　受付番号１番を許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、賛成の委員は挙手を願います。

委　　員　　（挙手全員）

議　　長　　挙手全員。よって、議案第 38 号　受付番号１番を、原案どおり許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、決しました。

次に、議案第 39 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長　　板橋係長より説明させます。

板橋係長　　議案第 39 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和８年９月３日提出、筑西市農業委員会会長　水柿重壽。

次のページをお願いします。

番号１番、所在：東石田字西原、登記簿地目：山林、現況地目：道路、面積：211 ㎡、判定地目：道路、利用状況：道路、所有者：筑西市寺上野。

申請地は、市立明野五葉学園の南東側約３㎞、県道つくば真岡線沿いに位置する土地です。

1998 年には農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

２番、玉戸字南新田、畑、山林原野、736 ㎡、山林原野、山林、筑西市西方。

申請地は、県立下館工業高校の南西約 300ｍ、県道筑西三和線沿いに位置する土地です。

2003 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

３番、玉戸字南新田、畑、山林原野、945 ㎡、山林原野、山林、筑西市西方。

申請地は、県立下館工業高校の南西約 300ｍ、県道筑西三和線沿いに位置する土地です。

2003 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

４番、桑山字五番耕地、畑、宅地、393 ㎡、宅地、住宅敷地、筑西市奥田。

申請地は、県道つくば真岡線の東側約 400ｍ、市立古里小学校の南東側約 500ｍに位置する土地です。

平成 18 年には、農地ではないとして「課税証明書」を添付し証明願が出されております。

次のページをお願いします。

５番、猫島字猫手、畑、宅地、1,022 ㎡、宅地、住宅敷地、桜川市真壁町山尾。

申請地は、市立古里小学校の南側約 2 ㎞、県道石岡筑西線の北側約 60ｍに位置する土地です。

平成 18 年には、農地ではないとして「課税証明書」を添付し証明願が出されております。

６番、赤浜字谷原道、畑、宅地、397 ㎡、宅地、住宅敷地、筑西市赤浜。

申請地は、県道赤浜上大島線の北側約 80ｍ、県道下妻真壁線の東側約 170ｍに位置する土地です。

2001 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

７番、上野字東郷、山林、宅地、287 ㎡、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 659 ㎡、宅地、住宅敷地、筑西市上野。

申請地は、市立関城西小学校の南側約 1 ㎞、県道結城下妻線の西側約 600ｍに位置する土地です。

2003 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

以上です。

議　　長　　只今、事務局より説明がありました。

受付番号１番から調査委員の報告をお願いいたします。

寺内美雄　　17 番、寺内が報告いたします。

委　　員　　私から１番、それから５番、６番、この３件について報告いたします。

８月 28 日、明野支所において、申請書類の確認をし、その後、現地の確認を行いました。

１番は、ここにあるように、道路ということになっていますけども、公道ではなくて私道です。

畑の中にあって、既に私道が、道路状態に使われているということで、道路ってことで問題ないと思われました。

それから、５番と６番についてですが、これはどちらも、もう既に住宅敷地の一部となっており、宅地の本当に一部と化していました。

以上３件について、現況確認証明、非農地の証明についての発行は、問題ないかと思われますが、皆さんのさらなるご審議のほどよろしくお願いをいたします。

以上です。

議　　長　　２番をお願いします。

瀬端　洋　　21 番、瀬端がご報告申し上げます。

委　　員　　２番と３番の案件につきまして、ご報告申し上げます。

先月 27 日に、書類審査を行いました。書類には不備はありませんでした。

そのあとですね、現地に農業委員、それから推進員のみんなで現地確認に参りました。現地はですね、ものすごい木がですね、もう生い茂っていまして、もう何十年というような太い木でありまして、ここが本当に畑だったかと思うようなところでありました。

以上をもちましてですね、許可相当かと思われますけども、さらなる皆様方のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

議　　長　　４番をお願いします。

蓮沼俊男　　23 番、蓮沼が報告いたします。

委　　員　　８月 28 日に書類審査をいたしまして、その後、農業委員と推進委員全員で現地を見て参りました。

申請地は、現在は誰も進んでおらず、建物もかなり損傷がひどく、雑草がかなり生えていました。

20 年以上経っておりまして、非農地証明の発行は可能かと思われますが、皆様のさらなる審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

議　　長　　７番をお願いします。

栗島菊雄委員　10番、栗島です。

７番についてご報告申し上げます。

先月の 27 日に書類審査及び現地確認、関城地区全員で、現地確認をして参りました。

この地は、出入りがなくて、今ある住宅地からしか入れない土地で、申請のように、2003 年から農地としての利用がないっていうことで、非農地証明の発行は可能かなと思って、許可相当かなと思われます。

皆様方のさらなるご審議よろしくお願いいたします。

以上です。

議長　調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いいたします。宮山委員。

宮山繁治委員　１番と７番について、登記上、それから現況、どっちも農地じゃないんだよね。こういった場合に、なぜ非農地証明が必要なのか。どうなんですか、こういうのは。農作物があればもう駄目なんですかね。

板橋係長　お答えいたします。

議案書上は登記山林、当然、これは登記はもちろん山林になっているんですけど、現況、道路、１番は道路、７番は宅地ですかね、はい。なっているんですけど、実際、この議決がされるまで、とりあえず今の段階ではそれぞれ、農地として農地台帳には登載されている土地になりますので、なので当然、農地法の規制を受ける土地になるんですけれども、現況、ここに書いてある現況っていうのは、実際今どうなっているかという形で、記載しておりますので、今ここに書いてある現況は、実際の今の状態。

ただこの議案書に載っているものは、当然農地法上は、農地として扱っている土地、ということになります。

宮山繁治委員　じゃあ、農地台帳の地目を変えたほうがいいんじゃないですか。

迷っちゃうから。

板橋係長　書きぶりなんですけど、そうすると、議案書、左から３番目の登記地目、現況地目のところはそのまま、現時点の地目を書くという形で、よろしいですか。

まぁ、変更も可能ですので、そこはそういう風に対応いたします。

宮山繁治委員　はい、大丈夫です。

議　　長　　そのほか、ご質疑ありますか。

委　　員　　「異議なし」

議　　長　　異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 39 号　受付番号１番から７番を採決いたします。

議案第 39 号　受付番号１番から７番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

委　　員　　（挙手全員）

議　　長　　挙手全員。よって議案第 39 号　受付番号１番から７番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 40 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式)」を上程いたします。

なお、議案第 40 号は、８番議席・齊藤一弥委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規程により、除斥を願います。

午後２時 36 分　除斥

議　　長　　それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長　　谷島補佐より説明させます。

谷島補佐　　議案書の 18 ページをお開き願います。

議案第 40 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式)、令和８年９月３日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積等促進計画（案)・総括表（申請）について、ご説明いたします。

農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。

今回、農地中間管理機構を介した農地の貸し付けにおいて、契約開始日につ

きましては、中間の貸借更新のものは令和８年 11 月１日が開始日となり、総括表が示してございます。

現況地目は田及び畑で、各設定区分の合計数のみ、読み上げをいたします。

中間の貸借更新でございますが、契約が 10 年以上のものが、25 筆　60,680 ㎡。合計 25 筆　60,680 ㎡でございます。

明細につきましては、20 ページに記載のとおりでございます。

詳細につきましては、省略させていただきます。

以上でございます。

議　　長　　只今、事務局より説明がありました。

ご質疑がありましたら、お願いいたします。

委　　員　　「異議なし」

議　　長　　異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 40 号を採決いたします。

議案第 40 号は原案どおり、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）を賛成の委員は挙手を願います。

委　　員　　（挙手全員）

議　　長　　挙手全員。よって、議案第 40 号は原案どおり、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）を決定することに、決しました。

ここで８番議席・齊藤一弥委員の除斥を解きます。

午後２時 40 分　解除

議　　長　　次に、議案第 41 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長　　谷島補佐より説明させます。

谷島補佐　　議案書の 21 ページをお開き願います。

議案第 41 号　農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）、令和８年９月３日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積等促進計画（案）・総括表（申請）について、ご説明いたします。

農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が、地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。

再配分されたものの契約開始日は、令和８年 11 月１日でございます。現況地目は畑、各設定区分の合計数のみ、読み上げをいたします。

10 年以上のものが、１筆　683 ㎡。合計１筆　683 ㎡でございます。明細につきましては、23 ページに記載のとおりでございます。

詳細については、省略させていただきます。

以上でございます。

議　長　　只今、事務局より説明がありました。

ご質疑がありましたら、お願いいたします。

委　員　　「異議なし」

議　長　　異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 41 号を採決いたします。

議案第 41 号は原案どおり、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）を賛成の委員は挙手を願います。

委　員　　（挙手全員）

議　長　　挙手全員。よって、議案第 41 号は原案どおり、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）を決定することに、決しました。

次に、議案第 42 号「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長　　谷島補佐及び農政課、広瀬主任より説明させます。

谷島補佐　　議案第 42 号、筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について、令和８年９月３日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお開き願います。

議案第 42 号につきましては、担当部署である農政課の広瀬主任からご説明いたします。

広瀬主任　　農政課の広瀬と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 42 号、筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書につきまして、お手元の資料に沿って説明させていただきます。

変更の内容につきましては、お手元の総会資料 26 ページの一覧表を基に説明させていただきます。

また、各申出内容の位置図等を総会資料 28 ページ以降に掲載してございますので、必要に応じてご確認をお願いいたします。

１番、古河市諸川地内の事業計画者による下平塚地内の畑の一部、569 ㎡の内 499.87 ㎡での「自己住宅」を目的とした除外申出となります。

２番、筑西市岡芹地内の事業計画者による伊讃美地内の田２筆、合計 1,913 ㎡での「車両置場兼資材置場」を目的とした除外申出となります。

３番、筑西市上平塚地内の事業計画者による泉地内の田２筆、合計 2,151 ㎡での「社会福祉施設」を目的とした除外申出となります。

４番、筑西市玉戸地内の事業計画者による玉戸地内の畑３筆、合計 889 ㎡での「農家住宅敷地拡張」を目的とした除外申出となります。

５番、栃木県河内郡上三川町地内の事業計画者による玉戸地内の畑２筆、合計 499.22 ㎡での「自己住宅」を目的とした除外申出となります。

６番、筑西市布川地内の事業計画者による布川地内の畑、2,418 ㎡での「車両置場」を目的とした除外申出となります。

７番、筑西市関本下地内の事業計画者による関本下地内の畑、4,310 ㎡での「国補助事業」の活用を目的とした編入申出となります。

８番、筑西市関本上地内の事業計画者による関本上地内の畑、720 ㎡での「貸資材置場」を目的とした除外申出となります。

９番、筑西市門井地内の事業計画者による中根地内の畑の一部、982 ㎡の内 499 ㎡での「自己住宅」を目的とした除外申出となります。

10 番、筑西市井出蛯沢地内の事業計画者による小栗地内の畑、195 ㎡での「自己住宅敷地拡張」を目的とした除外申出となります。

11 番、筑西市門井地内の事業計画者による桑山地内の田、及び畑３筆、合計 3,409 ㎡での「資材置場」を目的とした除外申出となります。

以上、下館地区６件、関城地区１件、明野地区１件、協和地区２件、合計 10 件の除外申出につきまして、「田 5,155 ㎡」、「畑 8,038.09 ㎡」、「合計 13,193.09 ㎡」を農用地区域から除外、関城地区１件の編入申出につきまして、「畑 4,310 ㎡」を農用地区域に編入する方向で検討しております。

なお、本総会に先立ちまして、茨城県及び土地改良区等の関係機関との事前調整を済ませております。今回の農用地区域の変更（案）に対しまして、「同意の見込み」との意見をいただいていることを申し添えさせていただきます。

私からの説明は、以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　　只今、事務局より説明がありましたが、ここで農政企画審議会・蓮沼委員長より審議の報告をお願いいたします。

蓮沼俊男
農政企画
審議会
委員長　　本日、午後１時 10 分より開催いたしました農政企画審議会において、筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について協議・検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことを報告いたします。

議　　長　　蓮沼委員長より農政企画審議会の報告がありました。

議案第 42 号について、ご質疑がありましたら、お願いいたします。

委　　員　　「異議なし」

議　　長　　異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 42 号を採決いたします。

議案第 42 号　筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について、原案に賛成の委員は挙手を願います。

委　　員　　（挙手全員）

議　　長　　挙手全員。よって、議案第 42 号　筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について、原案のとおり決定することに、決しました。

次に、議案第 43 号「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見の聴取について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長　　谷島補佐及び農政課、渡辺主事より説明させます。

谷島補佐　　議案第 43 号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見の聴取について、令和８年９月３日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお開き願います。

議案第 43 号につきましては、担当部署である、農政課の渡辺主事からご説明いたします。

渡辺主事　　農政課の渡辺と申します。よろしくお願いします。

それでは、議案第 43 号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見の聴取につきまして、お手元の資料に沿って説明させていただきます。

お手元の総会資料 67 ページをもとに、説明させていただきます。

まず初めに、この構想は、農業経営基盤強化促進法第５条第１項に基づき、地域において農業を将来にわたって維持・発展させていくための基本的な方向性を定めたものとなっております。

農業を取り巻く環境の変化に対応するため、５年に一度見直しを行っており、今年度がその見直しの年となっております。

ここからは、今年度見直しをする要点についてのみ説明させていただきます。

71 ページの６をご覧ください。

１点目は、農業経営基盤の強化の促進に関する目標の中で、従来のエコファーマーの活動の支援から、有機農業の取組支援や消費者の理解促進に変更をいたします。

具体的には、持続可能な農業の目標を、個別の減農薬、減化学肥料の認証から、「有機農業」の地域ぐるみの推進へと移行し、より環境にやさしい農業を目指します。

続きまして、72 ページをご覧ください。

２点目は「効率的かつ安定的な農業経営の指標について、物価等を踏まえ、茨城県の指針同様に経営規模の見直しを行いました。

３点目は、農業経営基盤強化促進法の改正により、令和７年４月に利用権設定の制度が廃止されたため、利用権設定の制度に関する文言を削除いたしました。

以上、３点を変更する方向で検討しております。

なお、本総会に先立ち、茨城県及び北つくば農業協同組合との事前調整をすませており、今回の基本構想（案）に対して、同意の意見をいただいていることを申し添えさせていただきます。

私からの説明は以上になります。

議　　長　　只今、事務局より説明がありましたが、ここで農政企画審議会・蓮沼委員長より審議の報告をお願いいたします。

蓮沼俊男
農政企画
審議会
委員長　　本日、午後１時 10 分より開催いたしました農政企画審議会において、「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見の聴取について」協議・検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことを報告いたします。

議　　長　　蓮沼委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案第 43 号について、ご質疑がありましたら、お願いいたします。

齊藤一弥
委　　員　　８番の齊藤と申します。
71 ページの６番で、「有機農業の取組支援」という文言がありますが、具体的な支援内容がわかれば教えていただきたいんですが。

渡辺主事　　有機農業の支援といたしましては、まず消費者等の理解促進等のために、学校給食で、有機農業で作られたものの提供等を行うことや、オーガニックビレッジ推進のために、ビレッジ宣言を行うこと、または国や県の補助金を使うことなどを推奨しております。

齊藤一弥
委　　員　　生産者の方の取り組み支援というのはまだ具体的にはないんですか。

渡辺主事　　国や県の補助金を利用することが、一番今のところの補助となっております。

齊藤一弥
委　　員　　わかりました。
その取り組み支援を行う窓口は、オーガニック推進課でいいんですか。

渡辺主事　　農政課内のオーガニックビレッジ推進室で行っております。

齊藤一弥
委　　員　　はい、わかりました。ありがとうございます。

議　　長　　他にご質疑がありましたらお願いします。

委　　員　　「異議なし」

議　　長　　異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 43 号を採決いたします。

議案第 43 号　農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見の聴取について、原案に賛成の委員は挙手を願います。

委　　員　　（挙手全員）

議　　長　　挙手全員。よって、議案第 43 号　農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見の聴取について、原案のとおり決定することに、決しました。

次に、日程第４　報告第 23 号から第 25 号を事務局より説明願います。

事務局長　　谷島補佐より説明させます。

谷島補佐　　報告第 23 号から報告第 25 号までを一括してご説明いたします。

初めに 90 ページをお開き願います。

報告第 23 号　農地法第３条第１項第 13 号の規定による届出について、令和８年９月３日提出、筑西市農業委員会会長　水柿重壽。

次のページをお開き願います。

届出受理件数は２件でございます。

これは公益社団法人　茨城県農林振興公社　農地中間管理機構による農地売買等の特例事業による所有権移転でございます。

次に 92 ページをお開き願います。

報告第 24 号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、令和８年９月３日提出、筑西市農業委員会会長　水柿重壽。

次のページをお開き願います。

届出受理件数は５件でございます。

これは市街化区域内における権利移動を伴う転用で、自己住宅３件、住宅敷地１件、進入路１件でございます。

次に 95 ページをお開き願います。

報告第号　農地法第条第６項の規定による通知の報告について、令和８年９月３日提出、筑西市農業委員会会長　水柿重壽。

次のページをお開き願います。

96 ページから 100 ページにかけまして合意解約の通知のありました件数、14

件でございます。
説明は以上でございます。

議　　長　報告第23号から第25号につきましては、報告でございますので、ご了承願います。
以上で、今定例会の案件は全て議了いたしました。
これをもちまして令和８年度第６回筑西市農業委員会定例総会を閉会いたします。
委員のみなさま、長時間にわたるご審議、大変お疲れさまでした。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和８年９月３日

議　　長

署名委員

署名委員